

錦江町農業委員会 9月総会議事録

○ 開催日時 平成29年9月25日(月) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(農業委員15人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	安水 純一
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 栄

農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第24号 農地法第3条許可申請について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	<p>只今より平成29年9月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に6番 坂元委員と7番 寺田委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第24号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第24号について説明いたします。</p> <p>受付番号6号の譲渡人はN・Nさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字蕨ヶ迫2061番、地目は畑、地積は1,118㎡となっています。</p> <p>譲受人はF・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>F・Tさんの経営状況は、世帯員7名、労働力4名、自作地41,000㎡、小作地9,645㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、12番 内菌委員です。以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、12番内菌委員お願いします。</p>
12番内菌委員	<p>はい。報告します。</p> <p>譲受人のF・Tさんは、両親と奥さんの4人で肉用牛を主体に経営されています。</p> <p>場所については鳥浜水田から上に上がった、Fさんの畜舎に隣接する圃場です。この圃場は現在もFさんが耕作されていて、今回、贈与により所有権移転しようとするものです。</p> <p>F・Tさんは、神川地区の若手農業者として頑張っていると思います。意欲、能力、機械力も充分あり、問題は無いと思いますので、皆さんの審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第24号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第24号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第24号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第25号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は37筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第25号のうち、受付番号172号、173号を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第25号のうち、受付番号172号、173号について説明いたします。</p> <p>先ず受付番号172号の貸し人はK・Sさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字柳ヶ迫3140番2、地目は畑、地積は2,456㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成35年12月14日まで、小作料金は10a当り13,000円となっています。</p> <p>借り人は、S・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>S・Kさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、雇用が15人で100日、自作地50,788㎡、小作地147,195㎡で、甘藷、茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター4台、トラック3台、芋掘り機、管理機各2台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、2番 鈴委員です。</p> <p>次の受付番号173号の貸し人はY・Zさん、F自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字下道浜添1262番2、地目は田、地積は1,147㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年9月26日から平成32年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人は、A・Hさん、K自治会在住の方です。</p> <p>A・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地2,568㎡、小作地13,974㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機各2台、芋掘り機、耕運機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、15番 平原委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号172号について、2番 鈴委員お願いします。</p>
2 番 鈴 委員	<p>はい。ご報告申し上げます。</p> <p>借り人のS・K君は、甘藷・お茶の大規模農家でございます、これは継続の案件でございますし、今までも良く管理をし、意欲のある方でございますので、何ら問題はないと思います。終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号173号について、15番 平原委員お願いいたします。</p>
15番 平原委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>このY・Zさんの田んぼですが、場所は国道の浜の方です。今まで作っておられた方が亡くなられて、Yさんの方が返してくれということでAさんに話をしまして、Aさんが作るということになりました。Aさんの方はあまり良く畔も払ってないですけれども、今回から綺麗にするようにということで話をしました。今後綺麗にすると思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第25号のうち、受付番号172号、173号を採決します。お諮りします。</p> <p>議案第25号のうち、受付番号172号、173号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第25号のうち、受付番号172号、173号については、原案のとおり決定しました。</p>

議長	<p>次に議案第25号のうち、受付番号174号から182号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第25号のうち、受付番号174号から182号までについて説明いたします。</p> <p>先ず受付番号174号の貸し人はT・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は城元字平田1179番、地目は田、地積は947㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料金は米25kgで6俵ともち米30kgで1俵となっています。</p> <p>借り人は、T・Tさん、N自治会在住の方です。</p> <p>T・Tさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、雇用が2人で280日、自作地5,195㎡、小作地3,145㎡で、ピーマンを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、軽トラック2台、トラクター、動噴、管理機各1台となっています。</p> <p>次の受付番号175号の貸し人はS・Hさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は城元字秋辻北平2882番、地目は畑、地積は1,143㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料金は15,000円となっています。</p> <p>借り人は、F・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>F・Tさんの経営状況は、世帯員8名、農業従事者3名、雇用が3人で20日、自作地26,486㎡、小作地10,512㎡で、茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、摘採機、防除機、トラック、動噴各1台となっています。</p> <p>次の受付番号176号の貸し人はO・Eさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は城元字大田中1134番、地目は田、地積は534㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料金は15,000円となっています。</p> <p>借り人はF・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>F・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が2人で20日、自作地3,153㎡、小作地1,537㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。</p>

農業従事日数は180日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、ハーベスター、耕運機、動噴各1台となっています。

受付番号174号から176号までの担当調査員は、山中推進委員です。

次の受付番号177号の貸し人はM・Aさん、S自治会在住の方です。

申請地は神川字二子塚8095番、地目は畑、地積は1,907㎡となっています。

貸付期間は平成29年9月26日から平成33年12月14日まで、小作料金は10,000円となっています。

借り人は、S・Mさん、S自治会在住の方です。

S・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、自作地8,806㎡、小作地4,684㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、軽トラック2台、トラクター、ハーベスター、テッダー各1台となっています。

次の受付番号178号から181号までの貸し人はS・Iさん、M町在住の方です。

申請地は178号が神川字二子塚8094番、地目は畑、地積は975㎡、179号が神川字二子塚8109番、地目は畑、地積は978㎡、180号が神川字二子塚8123番、地目は畑、地積は905㎡、181号が神川字二子塚8286番、地目は畑、地積は975㎡で、4筆の合計は3,833㎡となっています。

貸付期間は平成29年9月26日から平成33年12月14日まで、小作料金は全部で15,000円となっています。

一方、借り人は177号と同じS・Mさんです。

次の受付番号182号の貸し人はM・Yさん、S自治会在住の方です。

申請地は神川字二子塚8097番、地目は畑、地積は928㎡となっています。

貸付期間は平成29年9月26日から平成33年12月14日まで、小作料金は3,000円となっています。

借り人は177号と同じS・Mさんです。

受付番号177号から182号までの担当調査員は、水流推進委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号174号から176号までについてを山中推進委員お願いしま

	す。
山 中 推進委員	<p>はい。174号ですが、T・Tさんは両親と息子のH君と一緒に、ピーマンと茶を主体として農業をしております。場所は城下製茶の近くにある田んぼです。Tさんは堅実に綺麗に仕事しております。</p> <p>それから次の175号。F・Tさんですが、Kで息子のK君と茶とネギと栽培しております。一生懸命で認定農家でもあり問題は無いかと思います。</p> <p>176号のF・Kさん。この方もK上之宇都で、Sに勤めながら馬鈴薯とインゲンを作っております。5畝ぐらいの田んぼですけれども、場所は旧の営林署のちょっと上の所で田んぼを1枚にして耕作しております。この方も問題なく真面目にしていってらっしゃいますので、どうかよろしくお願いします。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に177号から182号までについて、水流推進委員お願いします。</p>
水 流 推進委員	<p>はい。それでは報告いたします。</p> <p>受付番号177号から182号までの借り人のS・Mさんは、Sで生産牛32頭を主体に経営されています。</p> <p>これらの圃場は、以前は別の方が相対で借りて耕作されていましたが亡くなられてまして、今回、Sさんが耕作されることになりました。</p> <p>Sさんは認定農家でもあり圃場も綺麗に管理されていますので、利用権を結ぶにあたり、何ら問題は無いと思います。また、S地区においても1番のやり手であると思いますので、皆様の審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第25号のうち、受付番号174号から182号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第25号のうち、受付番号174号から182号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第25号のうち、受付番号174号から182号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第25号のうち、受付番号183号から208号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第25号のうち、受付番号183号から208号までについて説明いたします。</p> <p>受付番号183号から208号までについては、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。</p> <p>お手元に配分計画案お配りしましたので、それをご覧ください。</p> <p>左側が利用権設定に對申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そして一番右側が協力金対象欄となっております。</p> <p>貸し人のY・Mさん、K・Rさんについては経営轉換協力金の対象となっております。I・Tさんは耕作協力金、T・Tさん、T・Kさんについては経営轉換協力金、K・Yさんは耕作者協力金、K・Kさんについては、以前、一部門の経営轉換で経営轉換協力金を受給されておりますので、今回は協力金の対象とはなっていないところです。</p> <p>次のK・Hさんは経営轉換協力金、次のK・Kさん、H・Kさんは今までの耕作者が体調不良により耕作できなくなったため、合意解約しまして、基盤法から農地中間管理事業へ載せ替えのため協力金の対象とはなっていないところでございます。</p> <p>以上説明をいたしました、審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、しばらく資料の方に目を通してください。</p> <p>質疑はありますか。</p>
委員	(委員の中から「なし」の声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第25号のうち、受付番号183号から208号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第25号のうち、受付番号183号から208号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第25号のうち、受付番号183号から208号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、平成29年9月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

6 番

7 番

議事録調整者 窪 和人